



移住・定住促進 新補助金制度のご案内

町では、人口減少に歯止めをかけるとともに、将来にわたって安心して住み続けられるまちづくりを推進するため、既存の補助金制度を見直し、2つの新たな補助金制度を設けました。ぜひご活用ください。



養老町若者定住マイホーム取得支援事業補助金

町内に住宅を取得する若者に対し、住宅取得に係る補助金を交付します。

○補助対象者 (以下の条件などをすべて満たす人が対象です)

- ①世帯全員が初めて養老町に転入するI・Jターン世帯または町外へ転出してから2年以上経過後、町へ再度転入する人を含むUターン世帯の世帯員の人
- ②平成31年4月1日以降に町内に居住用住宅を取得し、その住宅の所在地に住民登録している人
- ③当該住宅およびその敷地となる土地の取得費用が合計500万円以上であること
- ④40歳未満の人 など

○補助金額

- ①I・Jターン世帯 30万円
- ②Uターン世帯 25万円



養老町三世代ハッピースマイル事業補助金

養老町三世代ハッピースマイル事業補助金は、「養老町三世代同居・近居住宅取得支援補助金」と「養老町孫育てサポート補助金」の2つの補助金制度で構成されています。



養老町三世代同居・近居住宅取得支援補助金

○補助対象者 (以下の条件などをすべて満たす人が対象です)

- ①町内で三世代同居または近居(直線距離で2km以内)している人
 - ②平成31年4月以降に町内に住宅を取得し、その住宅の所在地に住民登録をしている人
 - ③当該住宅およびその敷地となる土地の取得費用が合計500万円以上であること など
- ※三世代とは「祖父母・父母・中学生以下の子ども」をいいます

○補助金額

- ①平成31年4月1日以降に同居または近居を開始 30万円
- ②平成31年3月31日以前から同居または近居している 25万円



養老町孫育てサポート補助金

○補助対象者 (以下の条件などをすべて満たす人が対象です)

- ①就労などにより、父母が保育できない1歳から3歳未満の孫を3ヵ月以上継続して保育する祖父母であること
- ②祖父母世帯、父母世帯が町内に住所を有すること
- ③対象となる孫が保育所などに就園していないこと など

○補助金額

孫1人当たり 月額5千円(最長2年間)

詳しくは下記までお問い合わせください。

問 企画政策課 ☎32-1102